

事業フロー・コスト分析 実施結果報告表			
府省等名 地方公共団体名	厚生労働省	部局名	労働基準局補償課
対象事業名	労災診療費審査業務	実施期間	2016年11月
事業の概要	<p>労災保険制度は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、併せて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>労働者が業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかって療養を必要とする場合には、療養補償給付（通勤災害においては療養給付）が行われる。</p> <p>療養補償給付は、原則として療養の給付（療養の給付が困難な場合には療養の費用を支給）とし、労災保険指定医療機関等又は労災保険指定薬局（以下「労災指定医療機関等」という。）において行われる。</p> <p>当該業務は労災指定医療機関等からの療養補償給付たる労災診療費等の請求に対する審査業務である。</p> <p>当該業務は、以前は療養補償給付の急増や審査期間の長期化といった問題があったため、やむを得ず労災レセプトの事前点検業務等を所管の（財）労災保険情報センター（現（公財）労災保険情報センター）へ委託していた。しかしながら、平成22年に行政刷新会議WGによる事業仕分け、厚生労働省省内事業仕分けの指摘等を受けたこと、さらに、労災レセプトのオンライン化により業務の効率化が図られるといった状況を踏まえ、労災保険の支給決定という行政処分と密接にかかわる労災診療費審査業務は、本来、国が行うべきであるとして、委託事業を廃止し、平成23年12月以降は保険者たる国（労働局）が直接実施することとなった。</p>		
改善が必要な事務区分 （その理由）	<p>神奈川県労働局（年間レセプト取扱件数：約157千件）及び愛知労働局（年間レセプト取扱件数：約138千件）において、紙レセプトと電子レセプトの業務フロー・コスト分析を実施した。</p> <p>1 紙レセプトと電子レセプトの比較結果（レセプト1枚あたりの処理時間） 神奈川県労働局及び愛知労働局とも、電子レセプトの方が紙レセプトより多くの時間を費やしていたことが判明した。</p> <p>この要因として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電子レセプトの審査点検では、システムにて多岐にわたる審査項目を自動点検（算定要件の点検、過去（最大1年分）の診療状況を踏まえた点検等）の処理が行われているため、紙レセプトの審査点検に比して、確認項目が多く、処理に時間を要していること。 ② 審査点検の対象は、紙レセプトが大半を占めているため、電子レセプトについても、システムの画面上ではなく、紙に印刷した上で事務処理を行っている状況が一部見受けられること。 <p>が、考えられる。</p> <p>一方で、</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 電子レセプトの事務処理がシステムによる自動化等により、処理時間が短縮されている事務区分がある。 ④ 今後、電子レセプトの普及が進み、システムを利用した事務処理が中心になれば、紙に印刷して処理することはなくなり、電子レセプトの処理時間の短縮が見込まれる。 ⑤ 電子レセプトの審査点検は、システムにて自動点検の処理が行われているため、全ての電子レセプトに対して、精度が高く、統一的な確認等が行われている。 <p>等から、電子レセプト化を進めることは、事務処理の効率化、審査点検の精度の向上に十分に効果があるものと認められる。</p> <p>したがって、電子レセプト化をさらに進めるため、電子レセプト請求の普及への取り組みを積極的に行う必要がある。また、電子レセプト請求の普及に併せて電子レセプトの審査業務における利便性向上のための検討を行う必要がある。</p> <p>2 神奈川県労働局と愛知労働局の比較結果（レセプト1枚あたりの処理時間） 紙レセプトと電子レセプトとも、愛知労働局の方が神奈川県労働局より多くの時間を費やしていたことが判明した。</p> <p>この要因として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 愛知労働局では、神奈川県労働局より電子レセプトを紙に印刷する枚数が多いこと。 ② 愛知労働局では、勤続年数の短い非常勤職員が多いため、事務処理に時間を要していること。 ③ 勤続年数の長い非常勤職員は、勤続年数の短い非常勤職員に対し事務処理を補助、指導しながら事務処理を行っているため、事務処理に時間を要していること。 <p>が、考えられる。</p> <p>したがって、審査する委員がシステムを積極的に活用できるよう、電子レセプトの審査業務における利便性向上のための検討を行う必要がある。また、審査点検業務を遂行するためには、労災診療費算定基準の解釈、労災保険制度等の専門的知識が求められることから、担当する非常勤職員に対し、これらの労災診療費の審査点検に必要な知識や技術の習得、向上させることを目的とした研修を実施する必要がある。</p>		
分析結果から考えられる改善策 又は実際講じた措置	<ul style="list-style-type: none"> ・労災レセプト請求件数が多い電子レセプト未導入の労災保険指定医療機関に対し重点的に利用勧奨を行う、訪問等の結果、導入に関心があった労災保険指定医療機関に対しフォローアップを行うなど普及促進の取り組みをさらに強化する。 ・電子レセプト請求の普及に併せて、審査委員、非常勤職員等からの具体的な改善要望を踏まえた端末操作の簡略化など利便性向上のための方策の検討を行う。 ・非常勤職員に対する研修のカリキュラム等をさらに充実を図り、能力向上に努める。 		

その効果又は見
込まれる効果

- ・電子レセプトの普及拡大、審査事務の利便性が向上した場合には、非常勤職員の業務処理時間の短縮が見込まれる。
- ・電子レセプトの普及拡大によって、システムにより審査点検されるレセプトが増加すると、審査視点が統一化が図られ、審査点検の精度の向上が見込まれる。
- ・非常勤職員に対する研修を充実し、専門性の向上を図ることにより、局間の事務処理時間の差異が解消し、平準化が見込まれる。